第九十条中「同号」を「令第八条第一項」に改める。

第九十一条中「第九条第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第八条第三項又は第四項」に改め、「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加える。

第九十二条中「第九条第三項第四号」の下に「（同条第四項第四号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第八条第三項又は第四項」に改め、「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第九十三条第一項中「又はロ」を「若しくはロ」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同条第三項第三号を次のように改める。

三　令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第一項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

第九十三条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（令第十条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。）」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第六項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（令第九条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。）」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第七項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（令第九条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。）」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加える。

第九十四条の見出し中「又は第二号ロの入院療養等」を「、第二号ロ又は第三号ロの療養」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「、第二号ロ又は第三号ロ」を加え、「入院療養等」を「療養」に改め、「又は同項第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額」を削る。

第九十五条第一項中「又は第二号ハ若しくはニの規定による保険者」を「、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハの規定による協会」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加える。

第九十五条第一項第四号を次のように改める。

四　令第九条第一項第三号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第三号に掲げる区分に該当している旨

第九十五条第四項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（令第十条第一項各号に掲げる療養に限る。）」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同条第六項中「第九十三条第三項第四号」を「第九十三条第三項第三号」に、「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロ」を「者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号」に「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき、同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ニに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者が当該区分に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第二号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第一項第四号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったときは、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第一項第四号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったときは、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第一項第四号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったときは、令第十条第一項第四号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったときは、令第十条第一項第四号ニ